

## 運営規程のイメージ

### (指定居宅療養管理指導・指定介護予防居宅療養管理指導)

(事業の目的)

第1条 医療法人△△会（法人名）が開設する〇〇（事業所名）（以下「事業所」という。）が行う指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師（\*または歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営方針は次に掲げるところによるものとする。

(1) 事業所の医師（\*）は、要介護状態または要支援状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 〇〇（事業所名）

(2) 所在地 ●●市……

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 医師1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅療養管理指導等の提供に当たる。

(2) 薬剤師 1名（常勤）

薬剤師は医師が交付した処方せんによる指示に基づき、居宅療養管理指導等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 〇曜日から〇曜日までとする。ただし、国民の祝日及び〇月〇日から〇月〇日までを除く。

(2) 営業時間 午前〇時から午後〇時までとする。

(事業の種類)

第6条 居宅療養管理指導等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 医師による居宅療養管理指導等
- (2) ○○による居宅療養管理指導等

(利用料その他の費用の額)

第7条 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスである時は、その額に介護保険負担割合証による自己負担割合を乗じた額とする。

- 2 交通費はその実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。  
事業所から、片道おおむね○○キロメートル未満      \*\*\*円  
事業所から、片道おおむね○○キロメートル以上      △△△円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、●●市の区域とする。

(苦情処理に関する事項)

第9条 管理者は、提供した居宅療養管理指導等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、提供した居宅療養管理指導等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した居宅療養管理指導等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、居宅療養管理指導等の提供中に当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告するものとする。

（事故発生時の対応）

- 第12条 事業者は、居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 事業者は、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

（その他運営に関する重要事項）

- 第13条 事業者は、従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後○ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年●回
- 2 従業員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業者は、従業員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、居宅療養管理指導等に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該居宅療養管理指導等を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、△△会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。  
（※運営規程に変更がある場合、変更履歴を残す。）